

小田急友の会契約約款(会則)を十分お読みいただいた上お申し込みください。

小田急友の会の契約約款(会則)

株式会社小田急友の会

第1条 名称等

本会の名称は小田急友の会と称します。本会は、東京都新宿区西新宿1丁目5番1号所在の株式会社小田急友の会が運営します。

第2条 目的

本会は、株式会社小田急百貨店をご愛顧くださる日本国内在住の個人会員のお買い物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

1. 会員は、本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加いただけます。
2. 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金を払い込みいただいた会員ご本人に限ります。

第4条 入会、積立方法及び領収書(受領書)の発行

1. 本会へ入会ご希望のお客様は、所定の本会窓口にて、電子機器(タブレット端末)もしくは、入会申込書により入会を申し込むとともに、予約金として第1回分の積立金相当額(現金)をお積み立ていただき、本会が入会を認めたとときに入会及び契約成立とします。
2. 契約成立とともに、予約金は第1回分の積立金とし、契約金額(積立金総額)から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へ払い込みいただきます。
なお、積立途中でのコース変更及び口数の契約金額(積立金総額)の変更はできません。

コース名	1口の契約金額	毎月の積立金	積立ての期間及び回数	払込方法	払込期限
5,000円1年コース	60,000円	5,000円	1カ年12回	会員証を添えて 当会窓口持参	毎月末日まで
10,000円1年コース	120,000円	10,000円	〃		
30,000円1年コース	360,000円	30,000円	〃	預金口座自動振替	毎月7日
5,000円半年コース	30,000円	5,000円	半年6回		

3. 払い込みいただいた積立金については、所定の領収書を積立金払い込みの都度、発行します。金融機関をご利用の場合は、通帳記帳又は入出金明細をもって領収書に代えさせていただきます。領収書は、お買物カードとしてのご利用手続が完了するまで保管願います。
4. 金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた積立金に、利息は発生いたしません。

第5条 契約約款(会則)の交付・再交付

1. 本会は、入会申込みの際に、この契約約款(会則)を交付します。この契約約款(会則)は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。
2. この契約約款(会則)を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続を行い、速やかにこの契約約款(会則)を再交付いたします。

第6条 会員証カード(会員証兼お買物カード)

1. 契約成立により会員となられた方には会員証カードをお渡します。会員証カードは第9条に規定される所定の手続により、商品等とお引き換えできるお買物カードとしてご利用ができます。また、会員証カードは、商品等とお引き換えの際及び各種特典をお受けになる際並びに各種手続をする際等に必要となりますので大切に保管してください。
なお、解約による返金の際及び商品等にお引き換えになられて残高が0円となり、かつ再入会されない場合は、会員証カードをご返却ください。
2. 会員証カードの紛失、盗難又は破損の場合には、申し出により、所定の手続を行い、会員証カードの再発行をいたします。その場合、再発行1件につき200円(消費税込み)の手数料を頂戴いたします。
なお、その場合は、旧会員証カードは無効とします。会員証カードの盗難、紛失のお申し出前のご利用に関する責任は、原則会員にご負担いただきます。

第7条 本人確認

各種手続において、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証等の公的身分証明書)の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続をされる場合は、委任状等本会が定める書類を提出していただきます。

第8条 住所変更等の届け出

1. 入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。
この届け出がない場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。
また、住所等が変更となり、本会に届け出がない場合には、お買物カードのお渡し等ができない場合もありますので、ご注意ください。
2. 会員は、本会が認めた場合を除き、名義変更を行うことはできません。

第9条 お買物カードのお渡し等

1. 積立期間の最終月(満期)まで毎月継続して積立金を払い込みいただき、契約金額(積立金総額)の積立て完了後にお買物カードとしてご利用いただける手続を行います。手続のご案内は契約積立期間の最終月に郵送にて行います。
2. 本会は、契約金額(積立金総額)の積立てが完了したときに、所定の手続をもって会員証カードを5,000円1年コースの場合、60,000円にボーナス5,000円を加えた合計65,000円相当のお買物カード、10,000円1年コースの場合、120,000円にボーナス10,000円を加えた合計130,000円相当のお買物カード、30,000円1年コースの場合、360,000円にボーナス30,000円を加えた合計390,000円相当のお買物カード、5,000円半年コースの場合、30,000円にボーナス2,500円を加えた合計32,500円相当のお買物カードとして、ご利用いただけるようにします。
3. お買物カードとしてのご利用手続(会員証カード・公的身分証明書・満期のご案内ハガキをご持参ください)は、契約金額(積立金総額)の積立てが完了し、満期後1ヶ月以内の一定日以後に、友の会窓口にて承ります。
なお、お渡ししたお買物カードは他人に譲渡はできません。
また、商品等に引き換えるまでは、盗難・紛失等に十分ご注意の上大切に保管してください。万一、災害等に見舞われた場合には、その理由が正当かつ妥当なもの認められる場合に限り、所定の手続と期間にて再発行を承ります。
4. 会員は、お買物カードを安全にご利用いただくために、1日利用限度額を65,000円、130,000円、390,000円で設定することができます。

第10条 商品引換え等

1. お買物カードをご提示いただければ、株式会社小田急百貨店(新宿店、町田店、ふじさわ)における取扱商品等、会報掲載の電話ショッピングのうち、お買物カードのお買物可能額(商品等にお引換えになられた残額)の範囲内で、商品等と引き換えます。
ただし、小田急百貨店商品券、全国百貨店共通商品券、小田急百貨店ギフトカード、百貨店ギフトカード、地金、金貨、図書カード等特殊金券類、売掛入金、代引入金、株主ご優待券等各種ご優待によるお支払い、その他小田急百貨店が特別に指定する商品につきましてはご利用除外となります。また、小田急ポイントカードご提示によるポイント付与はございません。ご利用条件が変更になる場合には、会報にてお知らせいたします。(詳細は各店友の会窓口へお問い合わせください。)
2. お買物カードによる友の会窓口でのご入金(積立金、催物会費、チケット他)は、ご利用除外となります。(詳細は各店友の会窓口へお問い合わせください。)

3. 予め、下記（ア）から（カ）に定める事項に合意し、本会に暗証番号を登録いただいた場合、株式会社小田急百貨店が運営するインターネット上の小田急オンラインショッピングにおいてお買物カードをご利用いただけます。なお、店頭でのご利用の場合と同じく、第1項ただし書きに記載のとおり、一部お引き換えできないものもございます。
- （ア）小田急百貨店ホームページにおけるショッピングサイトにおいてお買物カードをご利用いただく際には、会員証カード番号及び暗証番号を入力いただきます。
- （イ）会員は、予め、所定の方法により4桁の暗証番号及び本会所定の事項を第16条記載の本会窓口にて申告して暗証番号の登録を行うことが必要です。
- （ウ）会員の暗証番号の登録及び変更の手続きは、第16条記載の本会窓口にて行うこととします。
- （エ）本会は、会員が申告した暗証番号について、本会が適当でないとして認めるときは変更を求めることができ、会員はこれに応じて暗証番号を変更するものとします。
- （オ）本会は、暗証番号を申告する場合、数字の組み合わせとして、同一数字の4連続など法則性を推知されやすいもの、または会員の生年月日、電話番号など第三者に容易に推測されやすいものを避けるものとし、登録された暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって、暗証番号を管理するものとします。登録された暗証番号が他人により利用された場合は、そのために生じた損害は、原則、会員にご負担いただくこととなります。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと本会が認めた場合は、会員のご負担とはなりません。
- （カ）会員が暗証番号を忘れた場合、本会では暗証番号の照会に回答することはありませんので、会員は、改めて第16条記載の本会窓口にて暗証番号の再登録を行うことが必要となります。

第11条 解約等

1. この契約は、会員の申し出により、解約することができます。
2. 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解除することができるものとします。
- （ア）第2回以降の積立金の払込みについて、本会の定める期間（払込期日より1ヶ月）を超えて遅滞されたため本会から20日以上相当の期間を定めて払込書面にて催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みいただけなかったとき
- （イ）入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があったとき
- （ウ）この契約約款（会則）のいずれかに違反されたとき
- （エ）暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき
3. 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消その他本会の責に帰すべき事由により、入会の目的を達することが不可能になった場合には、この契約を解約することができます。
4. 解約手続は、ご本人確認のため、原則として友の会窓口にて行います。その際には会員証カードとご本人確認書類が必要となります。

第12条 解約に伴う積立金等の精算

1. この契約が前条第1項又は第2項により解約された場合、会員は、第1項の解約の申し出の日又は第2項の催告期間の終了の日から45日以内（この項においては「解約精算期間」といいます。）に、次の（ア）又は（イ）の金額を遅滞なく本会から受領することができます。なお、既に払い込みいただいた積立金の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年請求がない場合には消滅するものとします。
- （ア）積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金に相当する額の現金
- （イ）積立期間満了後（お買物カードとしてのご利用手続後）の場合には、それまでに商品等にお引き換えられた後のお買物可能残額から特典相当額を差し引いた額の現金（なお、この場合、会員は特典の利益を享受していただけないこととなりますので、ご了承ください。）
- （ウ）上記（ア）（イ）において口座振込を希望される場合には、振込手数料（実費）をご負担いただきます。
2. この契約が前条第3項により解約された場合、会員は、次の（ア）又は（イ）の金額を遅滞なく本会から受領することができます。
- （ア）積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金
- （イ）積立期間満了後（お買物カードとしてのご利用手続後）の場合には、それまでに商品等にお引き換えられた後のお買物可能残額から特典相当額を差し引いた額に法定利率を乗じた額を合計した現金
- なお、（イ）の場合、特典相当額は、商品等にお引き換えされていないお買物カードの額に特典付与割合を勘案して1/13を乗じた額（百円未満切捨）として計算させていただきます。

第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

1. 本会は、割賦販売法に基づき、会員が払い込みいただいた積立金及び契約金額（積立金総額）に相当する商品等に引き換えされていないお買物カード残高の合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。
- 営業保証金 東京法務局 所在地 東京都千代田区九段南1丁目1番15号
供託委託契約の受託者 日本割賦保証株式会社 所在地 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号 虎ノ門東洋共同ビル
ただし、上記機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、株式会社小田急友の会事務所まで直接お問い合わせ下さい。
2. 会員は、既に払い込みの積立金又は商品等に引き換えされていないお買物カードの額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第14条 個人情報の利用等

1. 本会は、この契約約款（会則）に基づき、商品の売買等の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の個人情報（入会の際に届け出いただいた氏名、住所、契約番号、契約コース名、前受金残高、年齢、電話番号、生年月日）を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
2. 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した株式会社小田急百貨店は会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用致します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
3. 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正を求めることができます。
- 開示請求にあたっては、1回の請求にあたり手数料500円（消費税込み）を頂戴いたします。
- なお、個人情報保護法上の手続違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

第15条 営業地域

本会の営業地域は東京都及び神奈川県とします。

第16条 友の会及び個人情報に関する相談窓口

本会に関するお問い合わせ・苦情等及び各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、下記の友の会窓口にて承ります。

新宿店友の会カウンター（7階）	〒160-8001	新宿区西新宿1-5-1	ナビダイヤル 0570-025-888
町田店友の会カウンター（4階）	〒194-8550	町田市原町田6-12-20	ナビダイヤル 0570-025-888
小田急百貨店ふじさわ友の会カウンター（ODAKYU湘南GATE 7階）	〒251-8580	藤沢市南藤沢21-1	0466-50-6751（直通）

許可番号、経済産業大臣許可、友第3042号

この契約約款（会則）は、2026年6月1日から適用します。